



みくには  
ハートに愛

# みく に 便 り

今年も残すところ2ヶ月となりました。

寒い日が続くようになりましたので、お身体に気をつけてお過ごし下さい。

2017年11月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分  
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号  
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393  
URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



## 11月1日～30日は 「過重労働解消キャンペーン」

### ◆「過重労働解消キャンペーン」とは？

長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっている中、厚生労働省では「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組みを推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組みを集中的に行う予定です。

### ◆主な実施内容

#### (1) 労使の主体的な取組の促進

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組みに関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請が行われ、労使の主体的な取組みが促されます。また、都道府県労働局においても同様の取組みが行われます。

#### (2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組みを行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例をホームページ等で地域に紹介します。

#### (3) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督

＜監督の対象となる事業場等＞

- ・長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ・労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

＜重点的に確認される事項＞

- ・時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか（法違

反が認められた場合は是正指導）

- ・賃金不払残業が行われていないか（法違反が認められた場合は是正指導）
  - ・不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導
  - ・長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導
- ＜書類送検＞
- ・重大・悪質な違反が確認された場合は、送検、公表

#### (4) 電話相談の実施

都道府県労働局の担当者による、フリーダイヤルでの相談、助言、指導が行われます。

#### (5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発

#### (6) 過重労働解消のためのセミナー開催

全国で合計66回、「過重労働解消のためのセミナー」が開催されます（参加無料）。

## 11月の税務と労務の手続提出期限

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞ [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞ [労働基準監督署]

### 15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書 (10月31日の現況)の提出 [税務署]

### 30日

- 個人事業税の納付＜第2期分＞ [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付＜第2期分＞ [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合)＜雇入れ・離職の翌月末日＞ [公共職業安定所]

## 年金の振替加算

Q. 「年金の振替加算が支給漏れしていた」という報道がありました。「振替加算」とはどんな制度ですか。

A. 「振替加算」とは、国民年金が強制加入となった昭和61年4月1日より前に20歳を迎えている人に対しての補填的な年金になります。生計維持のある、一定の条件を満たした夫婦のどちらかに加算される補填的な年金のため、一般的には加給年金と一緒に「家族手当」や「扶養手当」などと紹介されている事が多い制度です。

厚生労働省は、この振替加算が支給されていないケースが近年増加していることを踏まえ、振替加算の支給漏れ事案の総点検を行った結果、およそ10万6千人に対して約598億円もの支給もれがあったと発表しました。その中でも、夫婦のどちらかが共済年金を受給しているケースがおよそ10万1千人と9割を超えています。

振替加算について、具体的に主なケースで説明します。年上の夫に厚生年金と共済年金の合わせた期間が20年以上ある場合、夫の年金に定額部分が支給されると、妻の年齢が65歳になるまで、夫の年金に加給年金が加算されます。妻が65歳に達すると、夫に加算されていた加給年金が終了しますが、妻の年金に「振替加算」として加算されます。しかし、妻に厚生年金と共済年金の合わせた期間が20年以上ある場合、補填的な年金である「振替加算」は妻が65歳になっても加算されません。また、妻が年上の場合には夫に加給年金は加算されずに、夫の年金に定額部分が支給される時に、妻の年金に振替加算が加算されます。この場合も妻に厚生年金と共済年金の合わせた期間が20年以上ある場合、振替加算は加算されません。主なケースで説明しましたが、夫と妻の立場が逆のケースでも同様の制度となります。

受け取っている年金に振替加算が加算されているかを確認するには、今年の5～6月に日本年金機構から送られている「年金額改定通知書」の振替加算額の欄をご覧ください。その欄に金額が明記されていれば振替加算が正しく加算されています。

一方、今回の総点検により振替加算が支給漏れしている場合の対応ですが、日本年金機構は、「11月上旬に対象者へ通知を送付して、11月15日に支給漏れの分を支払う」としています。この方たちは新たに手続きをすることなく支給漏れの振替加算を受給することができます。しかし、支給漏れの対象者がすでに死亡している場合や、支給漏れ対象者に新たな確認事項が必要な場合は別途通知されるとのことです。

今回の支給漏れの原因は主に日本年金機構と共済組合の連携不足と発表されていますが、年金制度は何度も法改正を経て、大変複雑な制度になっています。また、今回は主なケースで説明しましたが、年金は人によってそれぞれ異なります。疑問に思うことがあれば年金事務所や社会保険労務士に相談することをお勧めします。